

平成 26 年 3 月 吉日

お取引先様各位

株式会社メイナン

消費税率改正に伴うお取引に関するお知らせ

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税につきまして 4 月から 8%へ変更されることは皆様ご存知のことかと思えます。
これに伴う弊社の消費税取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げますので、
ご確認のほど、宜しくお願い致します。

敬具

記

1. 月末締日でご請求のお取引先様

平成 26 年 4 月 1 日以降のお取引より、全て 8%でご請求させていただきます。

2. 月途中締日でご請求のお取引先様

平成 26 年 3 月 31 日までのお取引は消費税 5%、平成 26 年 4 月 1 日以降の
お取引は消費税 8%と請求書を分割してご請求させていただきます。

以上

本件に関してのお問合せ窓口

株式会社メイナン 能満事業所

担当：関村

TEL：0436-74-3033

FAX：0436-74-4473